

## Q&A と注意事項

### 1 主な質問と回答

#### 《支援対象について》

Q1 他県の販売事業所が東京都内に供給している場合は、本事業の対象となるか。

A1 対象となります。

なお、販売事業所が東京都内にあっても、他県に供給している場合は、対象外となり、当該県で実施している事業が対象となります。

Q2 支援対象期間は、令和5年4月から9月までとあるが、対象となる消費者のうち、4月から6月に契約解除を行ったものは対象となるか。

A2 4月から6月に契約解除をした消費者は、対象外になります。

Q3 国の機関、地方自治体の施設は対象となるのか。また、公立幼稚園、小中学校、公立保育園等は対象か。

A3 国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎や研究施設等は対象外となります。それ以外の施設（幼稚園・保育園、小中学校、高等学校、病院、図書館等の公共施設）については、対象となります。

Q4 国や地方公共団体の庁舎等は対象外とあるが、財団法人等の半官半民の執務室は対象か。

A4 原則対象です。しかし、国等がガス使用料を払っている場合は、対象外となります。

Q5 販売事業者が変更となった場合は、転出入の取扱となるのか。

A5 そのとおりです。6月はA販売事業者、7月はB販売事業者の場合、B事業者が実施する値引きは、最大1,500円となります。

Q6 7月に転入してきた消費者が、それまで確実に都内でLPガスを利用している場合、3,000円の値引きをしてよいか。

A6 取り扱いは7月転入となりますので、値引き額の最大は最大1,500円となります。

#### 《値引きについて》

Q1 1世帯又は1事業者（契約ごと）に複数のメーターを取り付けている場合、メーターごとに値引きを実施するのか。

A1 値引きできる対象者はその契約している1世帯又は1事業者となります。

Q2 2世帯住宅はどうなるのか。

A2 同敷地内であっても、世帯ごとに契約していれば、それぞれ対象になります。

Q3 ガスの使用料が0 m<sup>3</sup>の場合は対象となるか。

A3 明らかに使用していない場合を除き、対象となります。

Q4 請求額が1,000円に満たない場合はどうするのか。

A4 例えば、請求額が400円の場合、その金額が値引き額になります。

#### 【事業の周知や値引き額の明示】

Q1 チラシ等による事業の周知は、検針票等と一緒に良いか。また、値引きごとに周知するのか。

A1 検針票等と一緒に構いません。また、周知は、実施時当初（7月分）1回の周知で問題ございません。

Q2 当社では東京都と神奈川県に消費者がいるため、「東京都による支援により」を「都道府県の支援により」としたいが問題ないか。

A2 問題ございません。

Q3 値引き額明示等について、システムの都合上「●●円が値引きされています」の表示が難しい。値引き額は明細をご覧くださいでも良いか。

A3 東京都の支援により値引きしていることのコメントがあり、値引き額が明細で明確になっていれば問題ございません。

（例1）東京都の支援により請求額を値引きしています。値引き額は明細をご覧ください。

（例2）東京都の支援により料金請求額から●●円が値引きされています。

Q4 当社では、請求書等において税込み表記しかできない。その場合、例えば1000円値引きした場合、1,100円となるが問題ないか。

A4 問題ありません。値引き額は必ず税抜きにしてください。

#### 《申請方法等》

Q1 都内に販売事業所が複数ある場合は、本社から申請するのか、事業所単位で申請するのか。

A1 法人（本社）単位での申請となります。

Q2 交付申請時と実績報告時で対象世帯数に差がでて良いか。

A2 交付決定額を超える場合は、変更届の提出が必要です。その場合は、総合相談窓口にご連絡ください。

なお、転入等により支援対象者の増加が見込まれる場合は、想定される世帯

数分の数を追加した上で交付申請してください。

Q3 口座振替依頼書については、金融機関への届出印になるのか。

A3 印鑑証明書の印鑑となります。

Q4 個人事業主の場合、申請者は氏名と屋号のどちらになるのか。

A4 個人の氏名と屋号を次のとおり記載してください。

(例) 東京 太郎 (東京環境商店)

Q5 実績報告後、東京都が無作為に選んだ都内一般消費者等(最大10件程度)について、値引きの事実が確認できる検針票の写しや書類等の提出を求められているが、そういった書類がなければ、システム画面のスクリーンショット等でもよいか。

A5 値引きの事実が確認できるものであれば、スクリーンショット等でも問題ございません。

Q6 家庭及び事業所の一覧表を作成する際に必要な項目として、一般消費者等の管理番号とあるが、当社ではそのような番号で管理していないがどうすればよいか。

A6 任意の番号を設定の上で記入してください。なお、この番号は、後日値引きの事実を確認する際の確認用に使用しますのでご留意願います。

#### 《その他》

Q1 登録ガス小売事業者(ガス事業法第3条の登録を受けた者)が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは何か必要か。

A1 今回の値引きについて、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。

また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。

詳細については、関東経済産業局ガス事業課(048-600-0414)までお問い合わせください。